

参考資料

スポーツ振興課

平成26年6月

スポーツ基本法・スポーツ基本計画における主な障害者スポーツに関する記載

I スポーツ基本法(平成23年6月)

基本理念

第二条

- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

国の責務

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

国民の参加及び支援の促進

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

スポーツに関する科学研究の推進等

第十六条

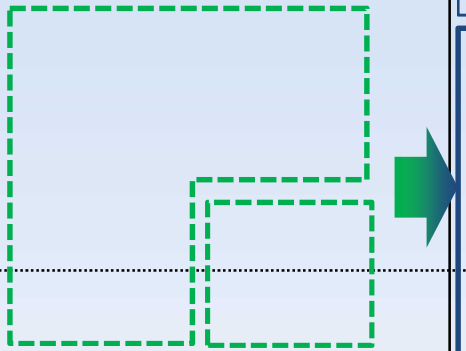
- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

II スポーツ基本計画(平成24年3月)

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、今後5年間に取り組むべき施策として、以下のものなどを記載。

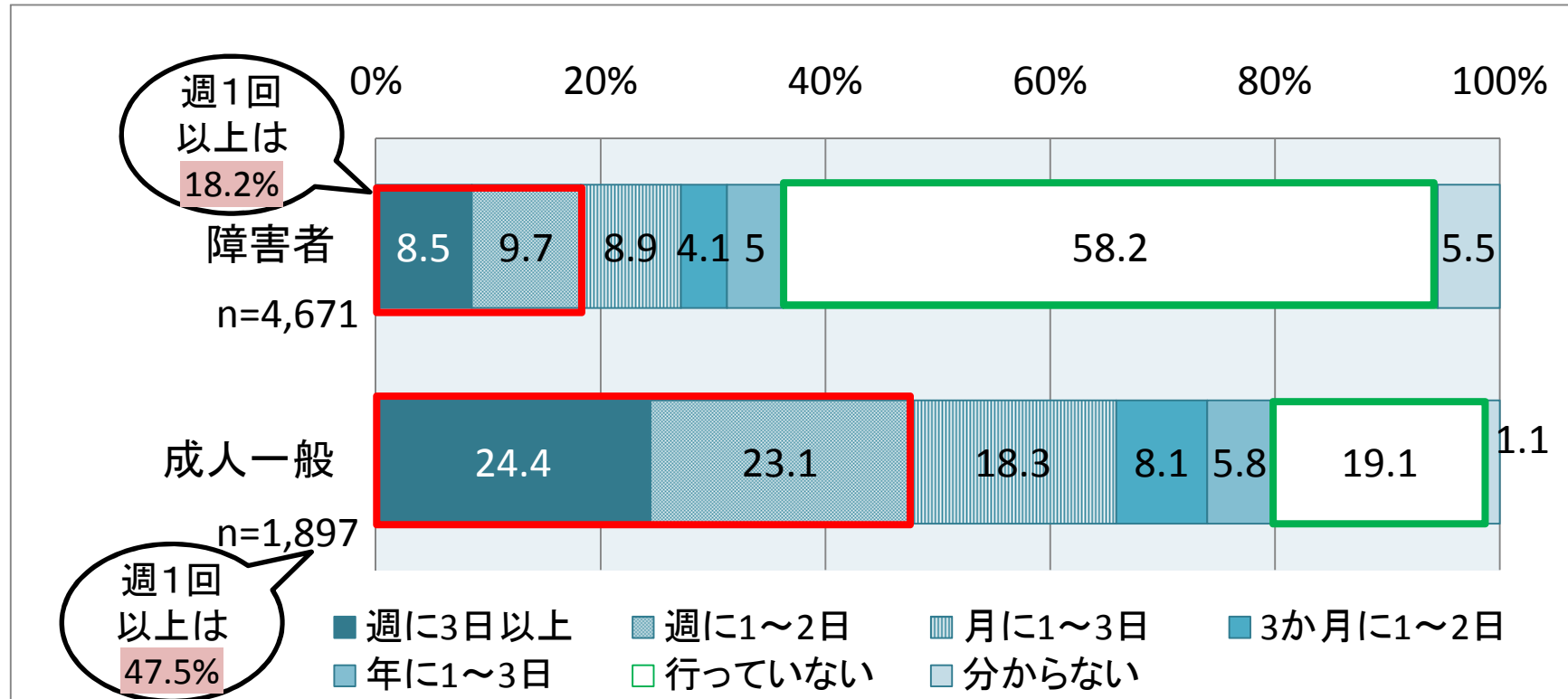
- 国は、学校体育について、障害の種類や程度に応じて参加できるようにするため、先導的な取組等を検討・推進。
- 国及び地方公共団体は、障害者のニーズを把握し、運営上・指導上の手引きや新種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進。
- 国は、健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行うための方法について、大学等の研究成果等の地域スポーツへの活用を推進。

障害者スポーツ推進施策

	考え方	厚生労働省	文部科学省	
競技スポーツの支援	障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)		メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業(新規) ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業(うち障害者スポーツ関係新規) パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究(新規) JSC運営費交付金(競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) JSC研究施設整備費補助金(新規)	②
	スポーツの振興としての支援		日本障害者スポーツ協会補助 パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業) 選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業) 障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業) 全国障害者スポーツ大会の開催 (全国障害者スポーツ大会開催事業)	①
障害者スポーツの裾野を広げる取組	障害者の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援	地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター)	健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究(新規) 体育活動における課題対策推進事業(うち障害者スポーツ関係新規) スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究(新規)	②
		③	①平成26年度から移管した事業 ②従来からの文部科学省の事業 (平成26年度の新規事業を含む。) ③引き続き厚生労働省が行う事業	

※ これら以外に、障害者も利用する地域のスポーツ施設の整備費など、障害者スポーツ関係予算として明確に分けられない経費も存在する。

過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数(20歳以上)



(出典)・文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成26年3月、笹川スポーツ財団)
・文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」(平成25年1月):全国20歳以上の日本国籍を有する者が対象

[参考] 諸外国の障害者のスポーツ実施率

※国によって障害者の定義は異なる

- イギリス 障害者の、週1回以上・1回当たり30分以上のスポーツ実施率は17.8%(16歳以上・ウォーキングを除く)
※障害者が1か月のうち1回でもスポーツを行う割合は51%(16~59歳・ウォーキングを含む)
- オーストラリア 障害者が1年間にスポーツや身体的レクリエーションに参加する割合は53.3%(18歳以上)
- 韓国 障害者の、週当たり2~3回以上・1回当たり30分以上の運動実施率は8.3%(10代~60代、治療目的を除く)

(出典) イギリス: Sport England (2014), Sport England's Active People Survey

※Sport England (2001), Adult with a disability and sport national survey 2000-2001, London: Sport England

オーストラリア: オーストラリア統計局(2009), Participation in Sport by People with a Disability

韓国: エイトップコンサルティング(Atop consulting)(2010), 障害者生活体育参与実態調査, 大韓障害人体育会

健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業

事業の目的

健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を推進

24年度予算額： 71,316千円

25年度予算額： 72,932千円

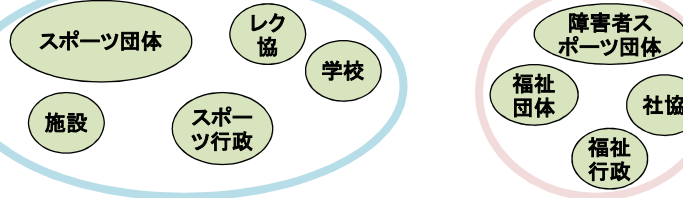
26年度予算額： 103,967千円

事業内容

- ① **健常者と障害者が一体**となったスポーツ・レクリエーション活動を実施するために必要な各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発やスポーツ団体と障害者団体等との連携体制構築等の実践研究の実施（**実践研究**）
- ② 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態把握等（**調査研究**）

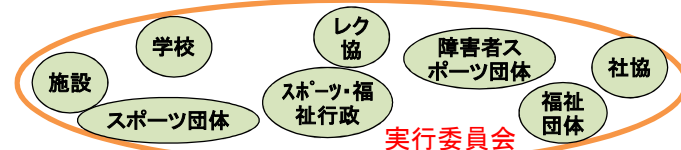
スポーツ活動の実施体制

スポーツ関係者と障害者福祉関係者が、各々がスポーツ活動を実施



今後の体制

スポーツ関係者と障害者福祉関係者が、各地域で連携・協働体制を構築し、障害の有無に関わらずスポーツの振興を図り、もって共生社会を実現



障害者スポーツ事業の厚労省からの移管により加速

平成24年・25年度の実施内容

① 実践研究

- 協力者会議を設置し、事業実施の基本方針の策定や、成果の検証等を実施
- 障害者スポーツ関係団体等との連携により、健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動についての企画・運営・指導マニュアルの開発・改良
- 全国各ブロックにおいて実践研究を実施
- 実践研究の成果やスポーツ医・科学を活用して新たな種目・用具等を開発
- 地域スポーツ関係者等が一堂に会するシンポジウムを開催し、成果発表や意見交換を実施

委託先:(公財)日本レクリエーション協会

② 調査研究

- 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態を把握

委託先:(公財)笹川スポーツ財団

(参考) 平成26年度追加実施内容

- 障害者スポーツ指導者による地域のスポーツクラブでのコーチングや講習会等のモデル事業の実施



健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究)

実践
研究①

事業内容

- ・ 健常者と障害者が一体となってスポーツ・レクリエーション活動を主体的に行うために必要な各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発
- ・ 全国各地での実践研究

平成24年度

- ①健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動を通じたイベントを1～2回、全国14箇所を実施。
- ②①の結果や評価を踏まえて、**健常者と障害者が一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しむイベントを開催する交流事業の仕組みと、その実施のための企画・運営マニュアル**を開発。
- ③シンポジウムを開催、情報発信。

開発

- ・急な目標達成は困難
- ・段階的に振り返りながら改善
- ・継続が必要
- ・参加者の参画の仕組みが必要

障害のある人とない人の
スポーツ・レクリエーション
交流事業

○健常者と障害者が、スポーツ・レクリエーション活動を通じて交流を深めるイベント(集い)を継続的に実施

○毎回振り返って改善

○参加者の企画・運営への参画を促す

○日常的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ仲間づくりへとつなげる

企画・運営マニュアル



普及

どうやって実施したら
良いかわからない

平成25年度

- ①前年度の企画ガイドと評価を踏まえて、**イベントを約4回、全国21箇所**で実施。
- ②①の結果や評価を踏まえて、交流事業の仕組みを改良し、**前年度の企画・運営マニュアルを改良**するとともに、運営に関わるスタッフ用の**指導マニュアルを開発**。
- ③シンポジウムを開催、HPを活用して広報強化。

改良・ 開発

- ・地域・参加者の実情に合った柔軟な仕組みが必要
- ・まずは実行体制づくり
- ・参加者をつくる効果あり

改良

企画・運営マニュアル

+

指導マニュアル

普及

から
の活用
マニュアル等

により

平成26年度(予定)

- ①前年度のガイド・マニュアルと評価を踏まえて、今後の継続的实施を見据えたイベントを全国19箇所を実施。
- ②①の結果や評価を踏まえて、交流事業の仕組みを確立し、前年度のマニュアルを改良。
- ③同時に、**新種目・用具の開発**と流通の仕組みを検討。
- ④シンポジウムを開催、各種成果物と交流事業の普及のための広報を強化。

確立

改良

企画・運営マニュアル

+

指導マニュアル

+

新種目・用具

普及

全国的身近な地域で、自主的
かつ継続的に実施できる！

へ

実践地域による取組事例

北海道(大成市、東神楽町)

・知的
・精神

- 道・旭川レクリエーション協会、地域活動支援センターを運営するNPO法人、スポーツクラブが連携。
- フライングディスクやフロアカーリングなど様々な個人種目のニュースポーツを実施した後、ロープジャンプXや玉入れなど団体種目を実施することで、スムーズな交流を促進。
- 障害のある参加者の主体性を最大限尊重する方針で実施し、自主的に進行のサポートを行う参加者も誕生。
- 参加者数: 約50人



山梨県(南アルプス市)

・身体
・知的
・精神

- 県・市レクリエーション協会、県障害者スポーツ協会、市社会福祉協議会、県の競技団体が連携。
- 参加者全員で十分なアイスブレイキング(3B体操)の後、ポッチャやフライングディスク、スポーツチャンバラ等様々な障害者スポーツ種目やニュースポーツを体験。
- 様々な種目の実施に当たって、参加者の運営への参画を促進。
- 地域の高齢者や親子連れ等も参加し、多くの健常者と障害者が一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しむ姿が見られた。
- 参加者数: 約100人



東京都(世田谷区)

・身体
・知的

- 指導マニュアル開発のための実践
- 日本レクリエーション協会、区スポーツ振興財団、区社会福祉協議会、特別支援学校、児童館、大学が連携。
- チーム戦のカローリングボウリングや、ルール工夫が必要なフライングディスク、名前を呼ばないとパスができないゲーム等を実施する中で、スタッフが意識的に介入し、参加者の反応を踏まえながら、改善を重ねて指導マニュアルを作成。
- 参加者数: 約15人



シンポジウム

- 平成26年2月16日(日)10:00~16:00 於 日本体育大学世田谷キャンパス
- 来場者数118名

①基調講演

「障がいのあるなしに関わらないスポーツ・レクリエーション活動を通じた交流が創り出すもの」
(野村一路 協力者会議座長)



②実践事例報告会

・各実践地域から、取組の概要や工夫、参加者の変容の様子等を中心に発表

③ポスターセッション



④障害のあるなしに関わらず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動体験コーナー

・各地域で工夫して実施したスポーツ・レクリエーション種目をシンポジウム参加者が体験し、情報交換



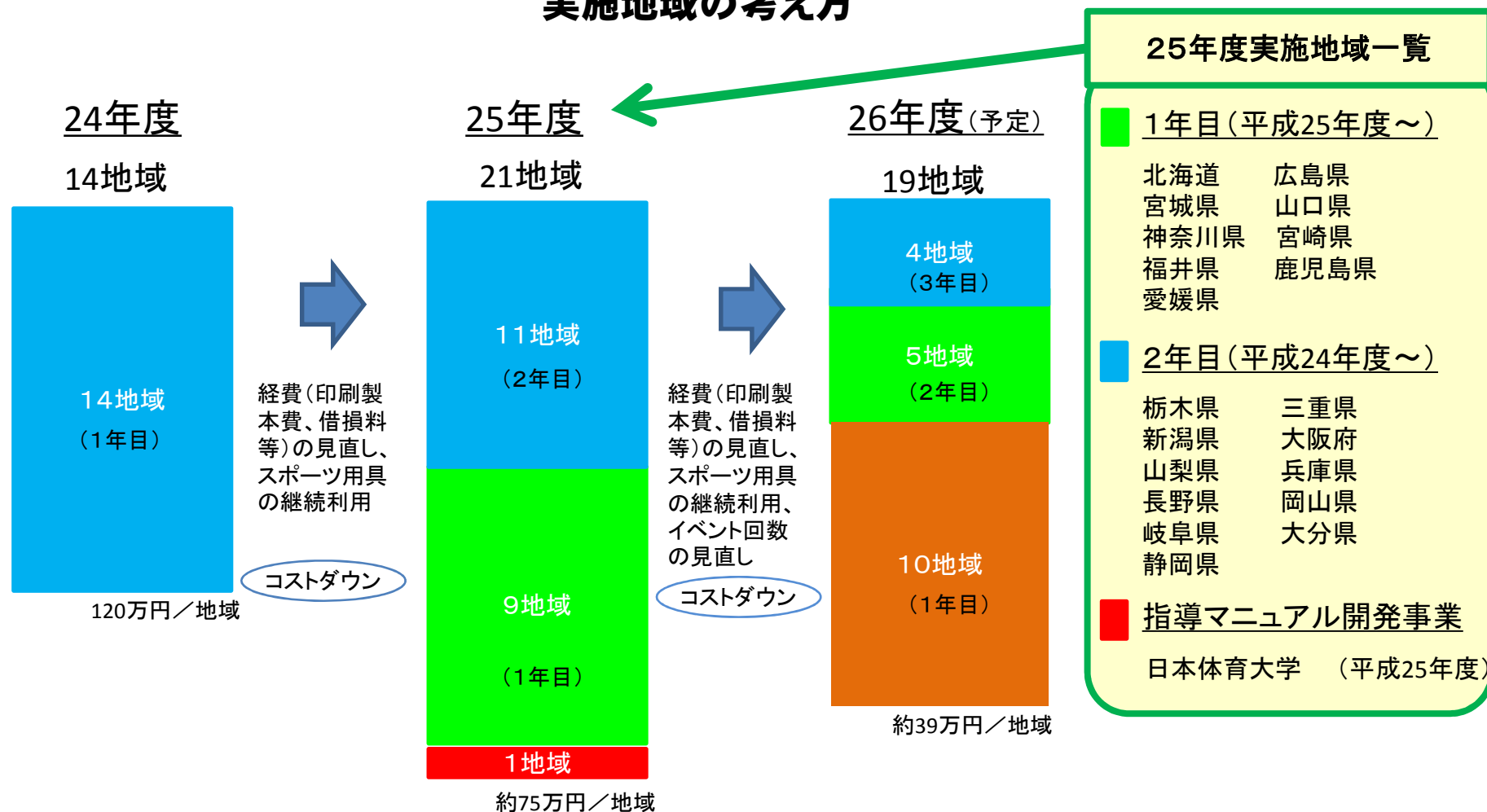
成果指標

次回のイベントにも継続して参加したいと回答した参加者の割合

	イベント直後	追跡アンケート(数ヶ月後)
H24	88.4%	76.1%
H25	96.1%	97%

健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究) 実施地域の考え方

実践
研究③



3年間で**34**都道府県
(地域)で実施
1年実施 18地域
2年実施 12地域
3年実施 4地域

47都道府県中に占める実施
地域の割合
H24 H25 H26
30% → 51% → 72%

健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)

調査
研究①

事業内容

- 地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の環境の全国的な実態把握

利用目的

障害者スポーツ関係施策の立案・推進のための基礎データとする。



平成24年度・25年度 地域における障害者のスポーツ環境の実態調査

※事例ヒアリング含む

行政

地方自治体の振興体制

市区町村で障害者スポーツを所管しているのは「障害者福祉・社会福祉関連部署」が約7割

H24

スポーツ推進委員の取組

障害者を受け入れるための研修会を開催しているスポーツ推進委員協議会は、県・政令市ともに4分の1。

H25

スポーツの場

障害者スポーツ施設の現状

114施設。施設の管理運営主体の8割以上が指定管理者で、その6割以上が社協等

H24

総合型地域スポーツクラブの取組

「障害者参加の経験あり」は全体の4割

H24

民間スポーツクラブの取組

スイミングクラブでの受け入れが多い

H25

指導者

障害者スポーツ指導者・指導者組織の現状

障害者スポーツ指導員は約21,000人。週1回以上の定期的な活動者は約1割。

H24

H25

当事者の現状・ニーズ

H25

障害児・者の
現状・ニーズ

週1回以上の
スポーツ実施率(成人)

18.2%

障害者入所施設での取組

約7割で週1回以上、
日中活動サービスで
スポーツ・レクリエーションを実施

特別支援学校での取組

運動部活動・クラブ活動を実施している学校は6割。卒業生の運動の場にも活用。

平成26年度は、よりきめ細かい実態把握へ

平成26年度調査

○地方自治体の取組の詳細(全国障害者スポーツ大会関係事務等)

○各県の障害者スポーツ協会、障害者スポーツ競技団体の現状

○特別支援学校体育連盟の現状

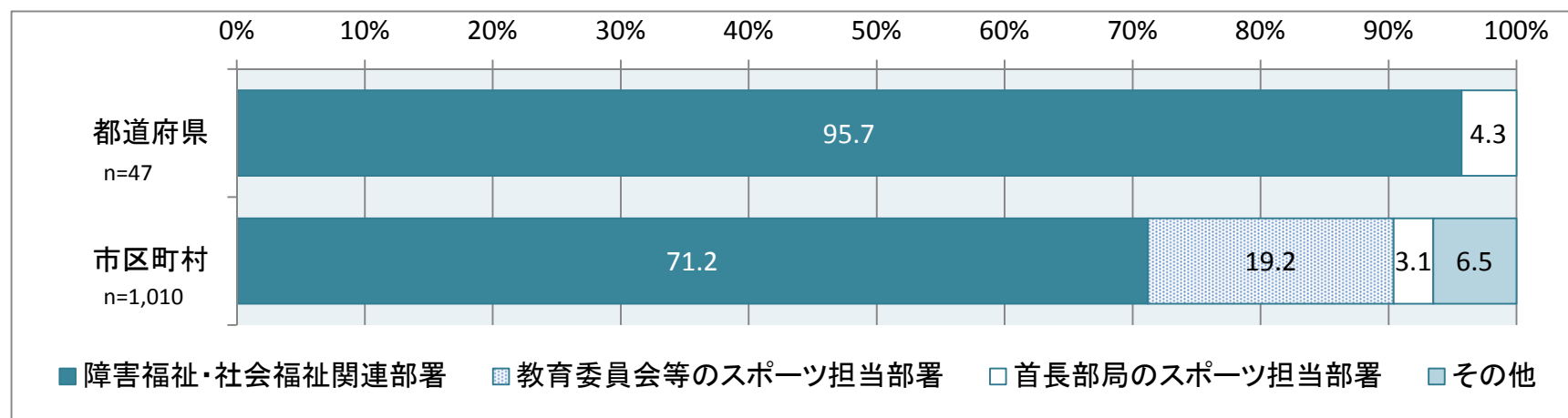
○社会福祉協議会の取組

○中央競技団体の取組(連携状況等)

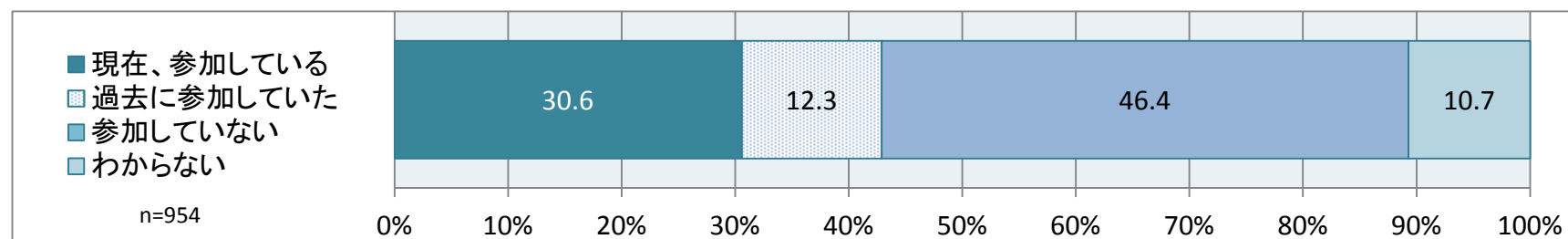
※事例ヒアリング含む

○障害当事者団体のスポーツに関する意識

○地方公共団体における障害者スポーツの担当部署

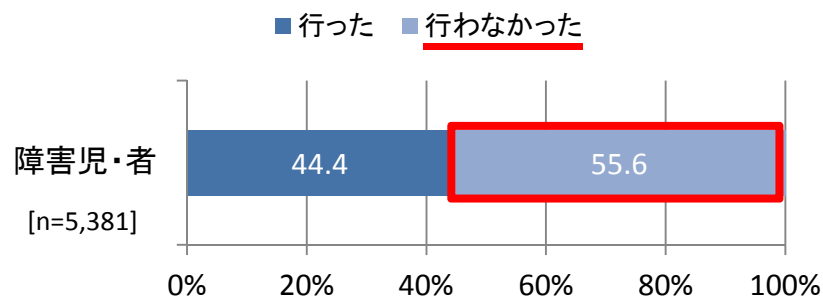


○総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加状況

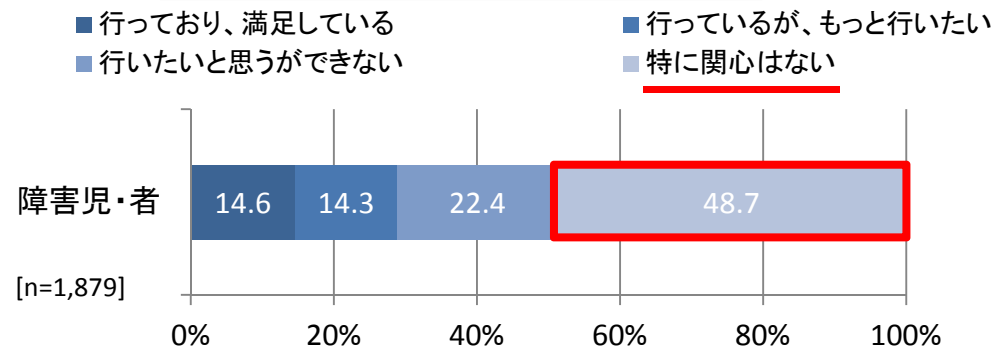


(出典) 文部科学省委託事業『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書』(平成25年3月、笹川スポーツ財団)

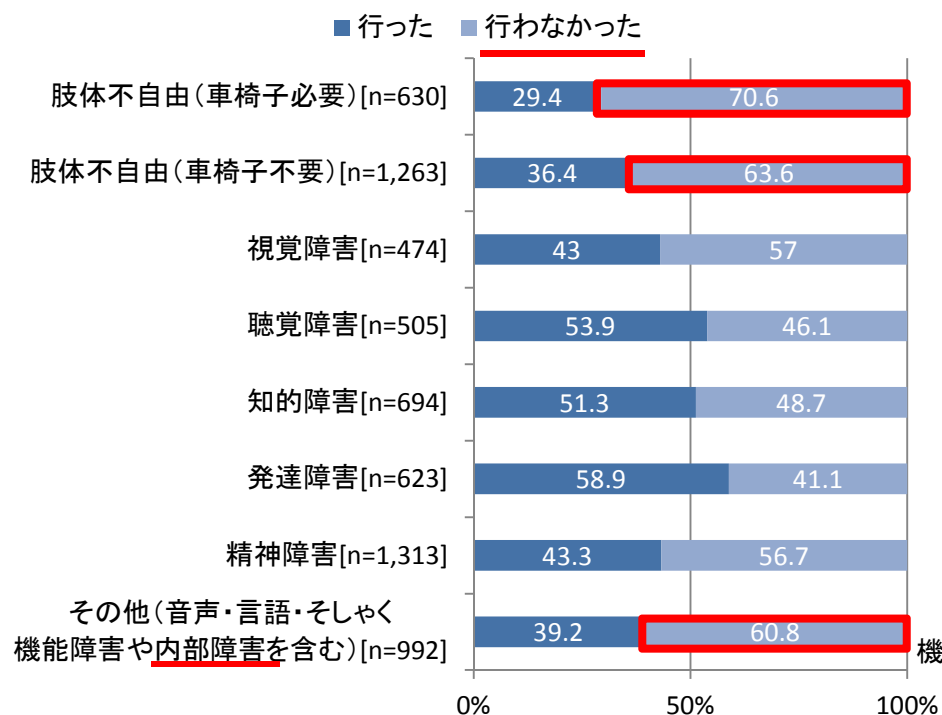
○過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無



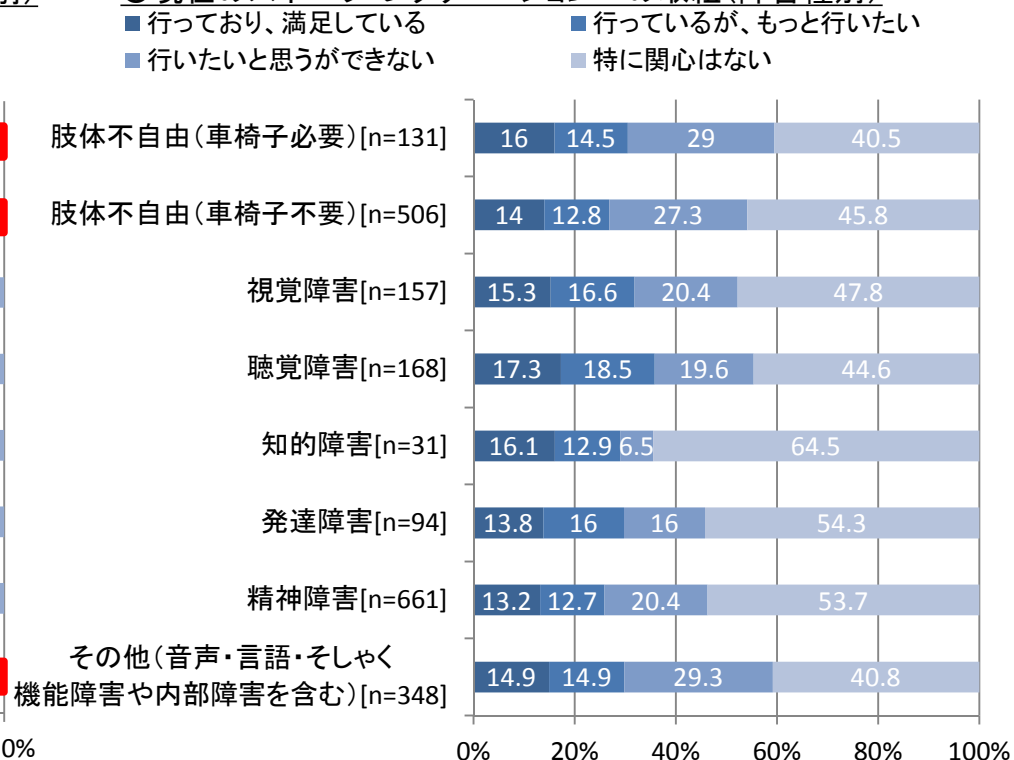
○現在のスポーツ・レクリエーションへの取組



○過去一年間のスポーツ・レクリエーションの実施の有無(障害種別)



○現在のスポーツ・レクリエーションへの取組(障害種別)



(出典) 文部科学省委託事業『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書』(平成26年3月、笹川スポーツ財団)